# 参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年7月12日 岐阜国道事務所長 松實 崇博

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

#### 1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局岐阜国道事務所の令和6年度 美濃加茂雪氷作業に関する公 示である。

対象は、美濃加茂維持出張所管内の「直轄国道の雪氷作業」であり、24時間体制で 降雪・凍結時に早急に対応が可能な体制の構築を求めるものである。

雪氷作業は道路における機械による除雪作業を実施した実績、および24時間体制で 作業が可能な体制の構築が必要である。

また、作業の性質上、当該地域の気象条件および、除雪作業を実施する道路について 構造を熟知している事が望ましい。

よって、本雪氷作業は、前年度の当該地域における直轄国道の雪氷作業受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者(特定予定者)としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本雪氷作業の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者(以下、「応募認定者」という。)がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

# 2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和6年度 美濃加茂雪氷作業
- (2) 施工範囲 岐阜国道事務所美濃加茂国道維持出張所管内 なお、施工範囲は別添位置図を参照のこと。
- (3) 作業内容 岐阜国道事務所美濃加茂国道維持出張所管内の雪氷作業を行うこと。 凍結防止工 1式、歩道除雪工 1式、応急除雪工 1式 なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和7年3月31日

# 3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

①予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)

なお、地域維持型建設共同企業体(以下「地域 JV」という。)で競争に参加しようとする者は、「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年1月6日付け中部地方整備局長)に示す地域 JV としての資格の申請を一般競争入札に移行後において競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請し、開札の時までに認定を受けていること。

ただし、本工事について、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は地域 JV のいずれかの形態をもって同時に入札参加することは認めない。

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号) に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち、令和元年4月 1日から令和5年3月31日までの4年間に完成・引き渡された工事の実績がある 場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。 なお、当該工種とは、22工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者 を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があ る者でないこと。

岐阜国道事務所に係る以下の業務

- ・令和5年度 岐阜国道東海環状北部工事監督支援業務 (イッセイコンサルタント(株))
- ・令和5年度 岐阜国道中部工事監督支援業務 (イッセイコンサルタント(株))
- ・令和5年度 岐阜国道管内積算技術業務 (令和5年度 岐阜国道管内積算技術業務 PS・イッセイ設計共同体)
- ・令和5年度 岐阜国道東海環状積算技術業務 (令和5年度 岐阜国道東海環状積算技術業務 PS・イッセイ設計共同体)
- ・令和5年度 岐阜国道道路管理資料作成業務 (令和5年度 岐阜国道道路管理資料作成業務 PS・J. CONSIS設計共同体)
- 令和5年度 岐阜国道岐阜工事監督支援業務

(日本振興(株))

- ・令和5年度 岐阜国道技術審査業務 ((一社)パブリックサービス)
- · 令和 6 年度 岐阜国道管内工事監督支援業務 ((株)東建工営)
- ・令和6年度 岐阜国道東海環状海津北部工事監督支援業務 (令和6年度 岐阜国道東海環状海津北部工事監督支援業務 大日コンサルタント・PS設計共同体)
- ・令和6年度 岐阜国道東海環状海津南部工事監督支援業務 (令和6年度 岐阜国道東海環状海津南部工事監督支援業務 大日コンサルタント・PS設計共同体)
- ・令和6年度 岐阜国道特殊車両事務業務 (令和6年度 岐阜国道特殊車両事務業務 セントレック・メイホー・J.CO NSIS設計共同体)
- · 令和 6 年度 岐阜国道東海環状資料作成業務 (令和 6 年度 岐阜国道東海環状資料作成業務 PS·東建工営設計共同体)
- ・令和6年度 岐阜国道道路計画資料作成業務 (令和6年度 岐阜国道道路計画資料作成業務 PS・ティーネット設計共同 体)
- ・令和6年度 岐阜国道道路設計資料作成業務 (令和6年度 岐阜国道道路設計資料作成業務 PS・東建工営設計共同体)
- ・令和6年度 岐阜国道道路調査資料作成業務 (令和6年度 岐阜国道道路調査資料作成業務 セントレック・PS設計共同 体)
- ・令和6年度 岐阜国道積算技術業務 (令和6年度 岐阜国道積算技術業務 PS・イッセイ設計共同体)
- ・令和6年度 岐阜国道管内積算技術業務 (令和6年度 岐阜国道管内積算技術業務 PS・大日コンサルタント設計共 同体)

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又 は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- ⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
  - 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定 する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規 定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する 役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ)が、他方の会社等の役員を 現に兼ねている場合
  - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (ii)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (iii)会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (iv)会社法第 348 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第 575 条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - 4)組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は 会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財 人」という。) を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。 その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ る場合
- ⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。 また、経常建設共同企業体及び地域 JV として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。 ・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。

岐阜県:岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可 児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡全域、本巣郡北方町、 養老郡養老町、不破郡全域、安八郡全域、揖斐郡全域、加茂郡全域、可児郡御 嵩町

ただし、上記に示す区域に所在するものが支店又は営業所である場合は、岐阜 県内に本店が所在すること。

- ⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

### (2) 実績に関する要件

①平成21年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上の場合のもの、地域JVの場合は出資比率10%以上のものに限る(乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない))。

経常建設共同企業体及び地域 JV にあっては、いずれかの構成員が、平成 21 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。 (工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。)

同種工事:道路における機械による除雪(雪氷)作業の施工実績

- (3) 配置予定技術者について
  - ①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「技術者」という。) を当該工事に配置できること。
    - 1) <u>1級土木施工管理技士</u>又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
      - ・ 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
      - ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。(旧選択科目の「農業土木」でも可))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」(旧選択科目の「農業土木」でも可)、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者
      - ・以降に記載する2) に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事 (本工事同様の工事種別のみ考慮する) を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有す る者(指定建設業7業種以外の22業種の場合)
      - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ・<u>1級土木施工管理技士</u>又は1級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者(合格通知から6ヵ月以内に限る。)
- 2) 主任技術者を配置する場合は、1) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
  - ・「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。 (建設業法施 行規則第7条の三及び国交省告示第1424号(平成17年12月16日)参照)
- ②同一の者が上記(2)に掲げる工事(平成21年度以降の実績でなくても良い)の経験を有する者であること(品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。)(共同企業体の構成員としての経験は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上のもの、地域JVの場合は出資比率10%以上のものに限る(乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。)。)。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。)

経常建設共同企業体にあっては、一人で(3)① 1)の基準を満たし、上記(2)に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の(3)① 1)の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(3)① 1)の基準を満たし、上記(2)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

また、地域 JV にあっては、構成員のうちの 1 社が(3)①の基準を満たし、上記(2)に掲げる同種又は類似工事の実績を有する配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を当該工事に配置できること。なお、制度運用については次のとおりとする。

#### (a)甲型の地域 JV の場合

- 一 下請契約の額が 4,500 万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。また、請負金額が 4,000 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 下請契約の額が 4,500 万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員 1 社以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は 主任技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及 び主任技術者は専任でなければならない。
- 三 上記第1号又は第2号の規定にかかわらず、次に掲げる構成員(代表者でなくても可とする)が監理技術者(監理技術者の設置を要しない場

合は主任技術者)を専任させる場合は、その他の構成員が設置する配置 予定技術者は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合 土木工事業の許可を有し、中部地方整備局における令和5・6年度 一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けて いる構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいず れかの者

ロ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合 土木工事業の許可(構成員に土木工事業の許可を有する特定建設 業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可)を有 し、発注工事に対応した中部地方整備局における令和5・6年度一 般競争(指名競争)参加資格の工事種別(以下「工事種別」とい う。)において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者 (等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別 の有資格業者を含む。)のうちいずれかの者

## (b) 乙型の地域 JV の場合

- 一 分担工事に係る下請契約の額が 4,500 万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が4,000 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 分担工事に係る下請契約の額が 4,500 万円以上となる場合は、当該分担 工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならな い。

また、設置された監理技術者は専任でなければならない。

(c)配置予定技術者の専任期間

地域 JV が、配置予定技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約 工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても工事が明らかに行 われていない期間は工事現場への専任は要しない。

ただし、発注者と地域 JV の間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)があること。 なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の 適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関 係にあるとみなす。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、 配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で あること。
- ⑤ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下、「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。

#### (4) 技術力に関する要件

- ① 気象状況などにより、交通障害の発生の恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日でも作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できるもの。また、監督職員から指示を受けた後、概ね1時間以内に作業の出発できる体制を構築できる者であること。
- ② 除雪用建設機械 (凍結防止剤散布車・除雪トラックなど) の取り扱いを行った 実績がある技術者 (操作担当者) について、本業務で無償貸与する除雪用建設機 械台数分の人員を準備できる者であること。なお、使用する予定の建設機械及び 台数は凍結防止剤散布車3台とする。

なお、除雪用建設機械の詳細は、別添資料「工事説明書」による。

#### (5) その他

① (4)①及び②の要件を満たす者であること。なお作業基地は以下のとおり。

雪寒基地名称:美濃加茂除雪基地

路線名:国道21号高架下

住 所:岐阜県美濃加茂市本郷町3-1-14

雪寒基地名称:金山雪寒基地(高山国道と共用)

路線名:一般国道41号

住 所:岐阜県下呂市金山町下井尻

# 4. 手続等

- (1) 担当部局
  - ①契約関係

〒500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷1-36-1

岐阜国道事務所 経理課

電 話:058-271-9812、電子メール:cbr-gifu-keiri1@mlit.go.jp

②技術関係

〒500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷1-36-1

岐阜国道事務所 管理第二課

電 話:058-271-9818、電子メール:cbr-gk-kanri2@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間:令和6年7月12日(金)から令和6年7月22日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで)

交付場所:上記(1) ②に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:令和6年7月22日(月) 12時00分

提出場所:上記(1)②に同じ。電子メール等(着信確認を行うこと)で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限:令和6年7月18日(木) 16時00分

提出場所:上記(1)②に同じ。電子メール等(着信確認を行うこと)で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日:令和6年7月19日(金)

回答方法:岐阜国道事務所2階待合室、閲覧室において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日:令和6年7月22日(月)

実施場所:上記(1)②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日:令和6年7月30日(火)

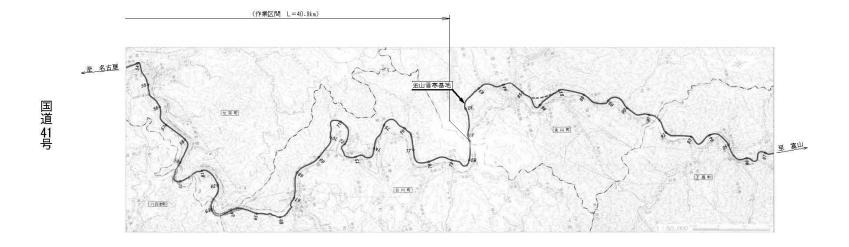
通知方法:電子メールによる。

# 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

位 置 図 1 作業区間 L=12.2km 作業区間 L=2.3km **◆** (坂祝氏. F 国道21号 <u>至</u>米原 **型取帐** 作業区間 L=9.2km (国道41号B.P.) 作業区間 L=5.9km (名濃B.P.) 作業区間 L=40.9km 国道41号 美濃加茂除雪基地 至富山。 工事名 令和6年度 美濃加茂雪氷作業 図面名 作成年月日 縮 尺 1:50,000 図面番号 2 会社名 事業者名 岐阜国道事務所

# 位 置 図 2



国道41号	
工事名	令和6年度 美濃加茂雪氷作業
図面名	
作成年月日	
縮尺	1:50,000 図面番号 2/2
会社名	
事業者名	岐阜国道事務所